

蕨市自殺対策計画

平成 31 年（2019 年）3 月

蕨市

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	1
第2章 蕨市の自殺の現状	2
1. 自殺者数と自殺死亡率の推移	2
2. 性・年代別の自殺率	3
3. ライフステージ別死因割合	3
4. 職業別の自殺者数	4
5. 原因・動機別の自殺者数	5
6. 支援が優先される対象群	6
7. 自殺を考えた経験	7
8. 自殺を考えた時に相談した相手	8
第3章 計画の基本的な考え方	9
1. 基本理念	9
2. 基本方針	10
3. 施策の体系	12
第4章 施策の展開	14
1. 4つの基本施策	14
【基本施策1】地域におけるネットワークの強化	14
【基本施策2】自殺対策を支える人材育成	15
【基本施策3】市民への啓発と周知	16
【基本施策4】生きることの促進要因への支援	22
2. 3つの重点施策	27
【重点施策1】高齢者の自殺防止対策の推進	27
【重点施策2】生活困窮者・無職者・失業者への支援	29
【重点施策3】子ども・若者向け自殺防止対策の推進	31
第5章 計画の推進	34
1. 推進体制	34
2. 計画の進捗管理	34
3. 計画の目標	35

資料編	36
1. 蕨市健康づくり推進会議設置要綱	36
2. 蕨市健康づくり推進会議委員名簿	38
3. 蕨市健康づくり推進庁内検討会議設置要綱	39
4. 蕨市健康づくり推進庁内検討会議委員名簿	41

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

我が国の自殺者数は、平成10年（1998年）以降、14年連続して3万人を超える状態が続いていましたが、平成22年（2010年）以降は減少となり、平成28年（2016年）は2万1,897人となっており、22年ぶりに2万2千人を下回りました。

しかし、我が国の自殺死亡率は主要先進7か国の中で最も高く、非常事態は未だ続いていると言えます。

国では、平成10年（1998年）以降に自殺者数の深刻な状況が続いていたことを受けて、平成18年（2006年）6月に「自殺対策基本法」が成立し、同年10月より施行されました。また、平成19年（2007年）6月には、自殺対策基本法に基づき、国で推進すべき自殺対策の指針として「自殺総合対策大綱」が策定されました。その後、平成28年（2016年）4月に自殺対策基本法を改正し、自殺対策が「生きることの包括的な支援」として実施されるべきこと等を基本理念に明記するとともに、すべての市区町村に自殺対策計画の策定が義務づけられ、平成29年（2017年）7月には「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定され、具体的な取組の方向性を示しました。

本市では、このような動向を踏まえ、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、「蕨市自殺対策計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、平成28年（2016年）に改正された自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。

本計画は、国の「自殺総合対策大綱」、県の「埼玉県自殺対策計画」を踏まえ、市の最上位計画である「『コンパクトシティ蕨』将来ビジョン」との整合性を図るとともに、市の各種関連計画と相互に連携しながら推進します。

3. 計画の期間

国の自殺総合対策大綱がおおむね5年に一度を目安として改訂されていることから、本計画においても、国の動向や社会情勢の変化に対応するため、国・県等の計画改定にあわせ、適宜見直しを行います。また、次期計画策定時には、本計画を「わらび健康アップ計画」に内包するか検討をします。

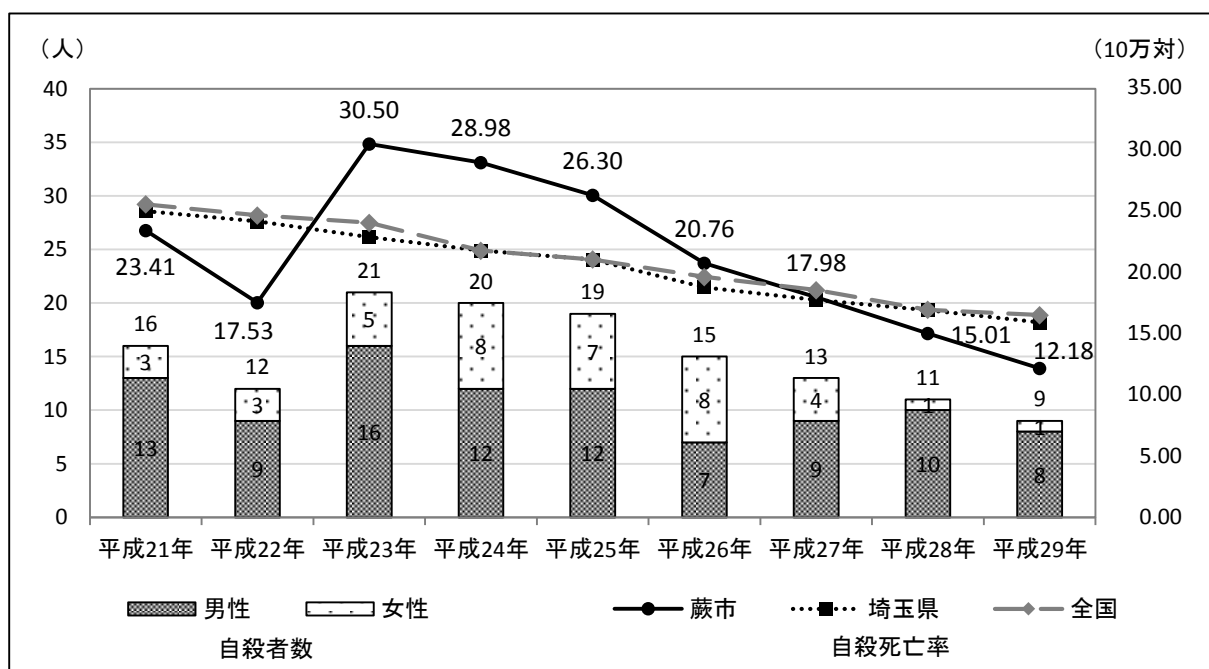
第2章 蕨市の自殺の現状

1. 自殺者数と自殺死亡率の推移

平成21年（2009年）以降の本市の自殺者数は、平成23年（2011年）に21人と多くなっており、以降減少傾向にあり、平成29年（2017年）には9人となっています。

自殺死亡率についてみると、平成23年（2011年）から平成26年（2014年）まで全国、埼玉県を上回っていましたが、平成29年（2017年）には12.18（10万対）と全国、埼玉県より下回っています。

【自殺者数・自殺死亡率の推移】



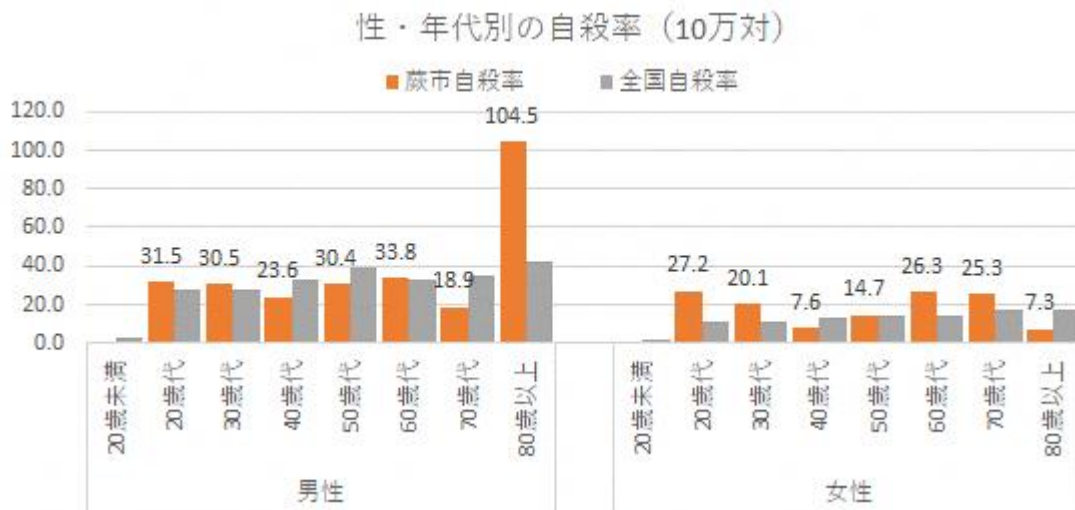
資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省自殺対策推進室）

2. 性・年代別の自殺率

性・年代別の自殺率をみると、男性 80 歳以上の自殺率が 104.5（10 万対）となっており、全国の自殺率と比べても非常に高くなっています。

また、女性の 20 歳代、30 歳代、60 歳代、70 歳代も全国と比べて高くなっています。

【性・年代別の自殺率（平成 24 年～平成 28 年平均）】

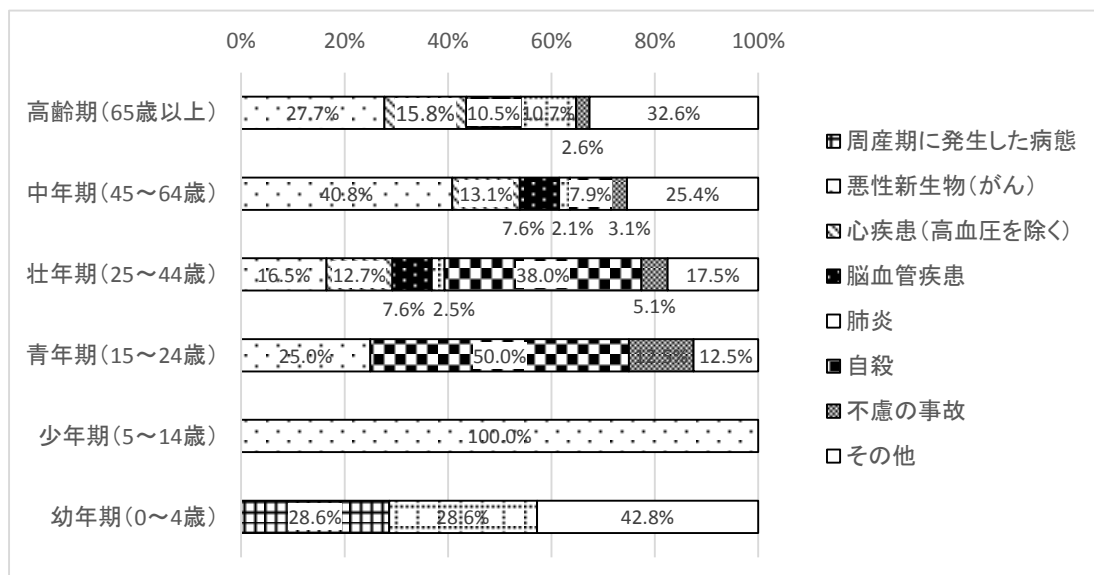


資料：地域自殺実態プロファイル

3. ライフステージ別死因割合

ライフステージ別の死因割合をみると、青年期（15～24 歳）、壮年期（25～44 歳）では自殺が最も高い割合を占めています。

【ライフステージ別死因割合（平成 23 年～平成 27 年）】



資料：人口動態統計

4. 職業別の自殺者数

職業別の自殺者数をみると、平成 21 年（2009 年）から平成 29 年（2017 年）の合計では、自営業・家族従業者が 8 人、被雇用・勤め人が 47 人、無職が 80 人となっています。

【職業別の自殺者数（平成 21 年～平成 29 年）】

（単位：人）

	職業別									不詳
	自営業・ 家族従業者	被雇用・ 勤め人	無職	学生・生徒等	無職者	主婦	失業者	年金・雇用保険等生活者	その他の無職者	
平成 21 年	3	7	5	0	5	0	0	2	3	1
平成 22 年	0	3	9	1	8	1	2	3	2	0
平成 23 年	2	10	9	0	9	1	3	3	2	0
平成 24 年	0	4	16	2	14	2	1	4	7	0
平成 25 年	0	7	12	0	12	2	0	4	6	0
平成 26 年	1	6	8	1	7	0	1	3	3	0
平成 27 年	0	3	10	0	10	0	2	5	3	0
平成 28 年	2	2	7	0	7	1	0	6	0	0
平成 29 年	0	5	4	0	4	0	0	3	1	0
合 計	8	47	80	4	76	7	9	33	27	1

資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省自殺対策推進室）

5. 原因・動機別の自殺者数

原因・動機別の自殺者数をみると、平成 21 年（2009 年）から平成 29 年（2017 年）の合計では、健康問題が 89 人で最も多く、経済・生活問題が 29 人、勤務問題が 9 人となっています。

【原因・動機別の自殺者数（平成 21 年～平成 29 年）】

（単位：人）

	原因・動機別							
	家庭問題	健康問題	経済・生活問題	勤務問題	男女問題	学校問題	その他	不詳
平成 21 年	0	6	11	3	2	0	1	1
平成 22 年	1	6	6	0	0	1	0	3
平成 23 年	2	16	5	3	0	0	1	0
平成 24 年	1	13	2	1	2	0	0	2
平成 25 年	1	14	2	0	1	0	2	0
平成 26 年	1	10	2	0	2	0	0	0
平成 27 年	0	8	1	2	0	0	1	1
平成 28 年	1	10	0	0	0	0	0	0
平成 29 年	1	6	0	0	0	0	2	0
合 計	8	89	29	9	7	1	7	7

資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省自殺対策推進室）

6. 支援が優先される対象群

「地域自殺実態プロファイル」によると、平成24年(2012年)から平成28年(2016年)の5年間に於いて、蕨市の自殺者数の多い上位5区分は下表の通りとなっています。

この属性情報から、本市において推奨される重点施策の対象として、「高齢者」、「生活困窮者」、「子ども・若者」、「無職者・失業者」が挙げられています。

上位5区分 ※1	自殺者数 5年計	割合	自殺率 (10万対) ※2	背景にある主な自殺の危機経路 ※3
1位: 男性 60歳以上無職同居	12	15.4%	57.4	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
2位: 女性 20~39歳無職同居	7	9.0%	42.0	DV等→離婚→生活苦+子育ての悩み→うつ状態→自殺
3位: 男性 40~59歳無職独居	6	7.7%	320.4	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
4位: 男性 60歳以上無職独居	6	7.7%	93.1	失業(退職)+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
5位: 男性 20~39歳無職同居	6	7.7%	87.8	①【30代その他無職】ひきこもり+家族間の不和→孤立→自殺／②【20代学生】就職失敗→将来悲観→うつ状態→自殺

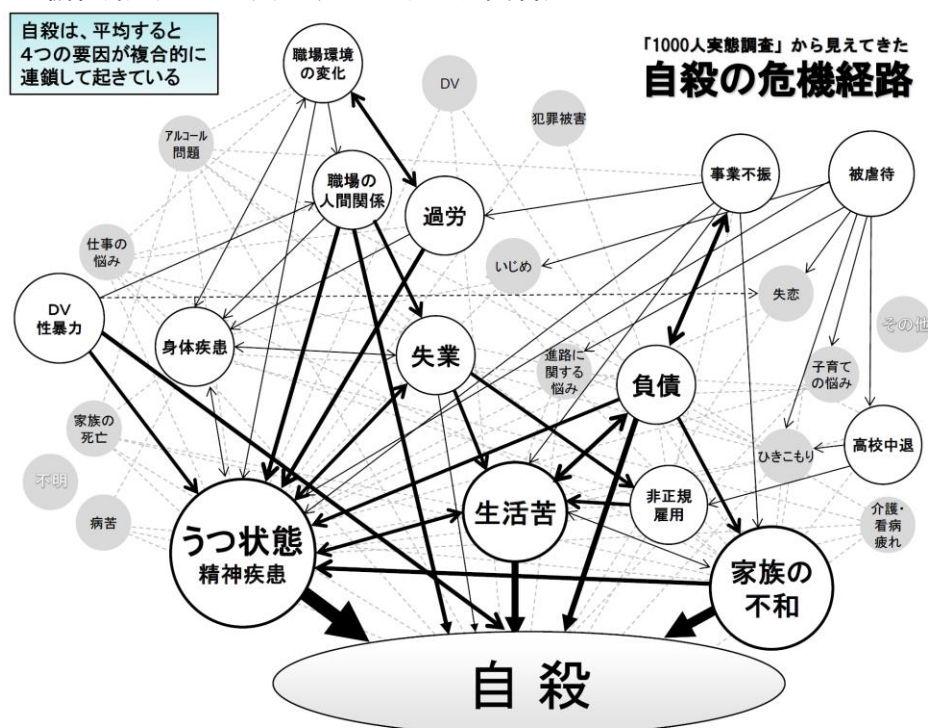
※1 順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順となっています。

※2 自殺死亡率の母数(人口)は平成27年(2015年)国勢調査を基に自殺総合対策推進センターにて推計しています。

※3 NPO法人ライフリンクが行った500人以上の自殺で亡くなった方についての実態調査から、自殺は、平均すると4つの要因が連鎖して引き起こされており、それらの要因の連鎖のプロセス(「自殺の危機経路」という)は、性、年代、職業等の属性によって特徴が異なることが明らかになりました。(詳細は『自殺実態白書2013』(NPO法人ライフリンク))

上記表の「背景にある主な自殺の危機経路」には、それぞれのグループが抱え込みやすい要因とその連鎖のうちの主なものが記載されています。

図 自殺の危機経路 (NPO法人ライフリンク資料)

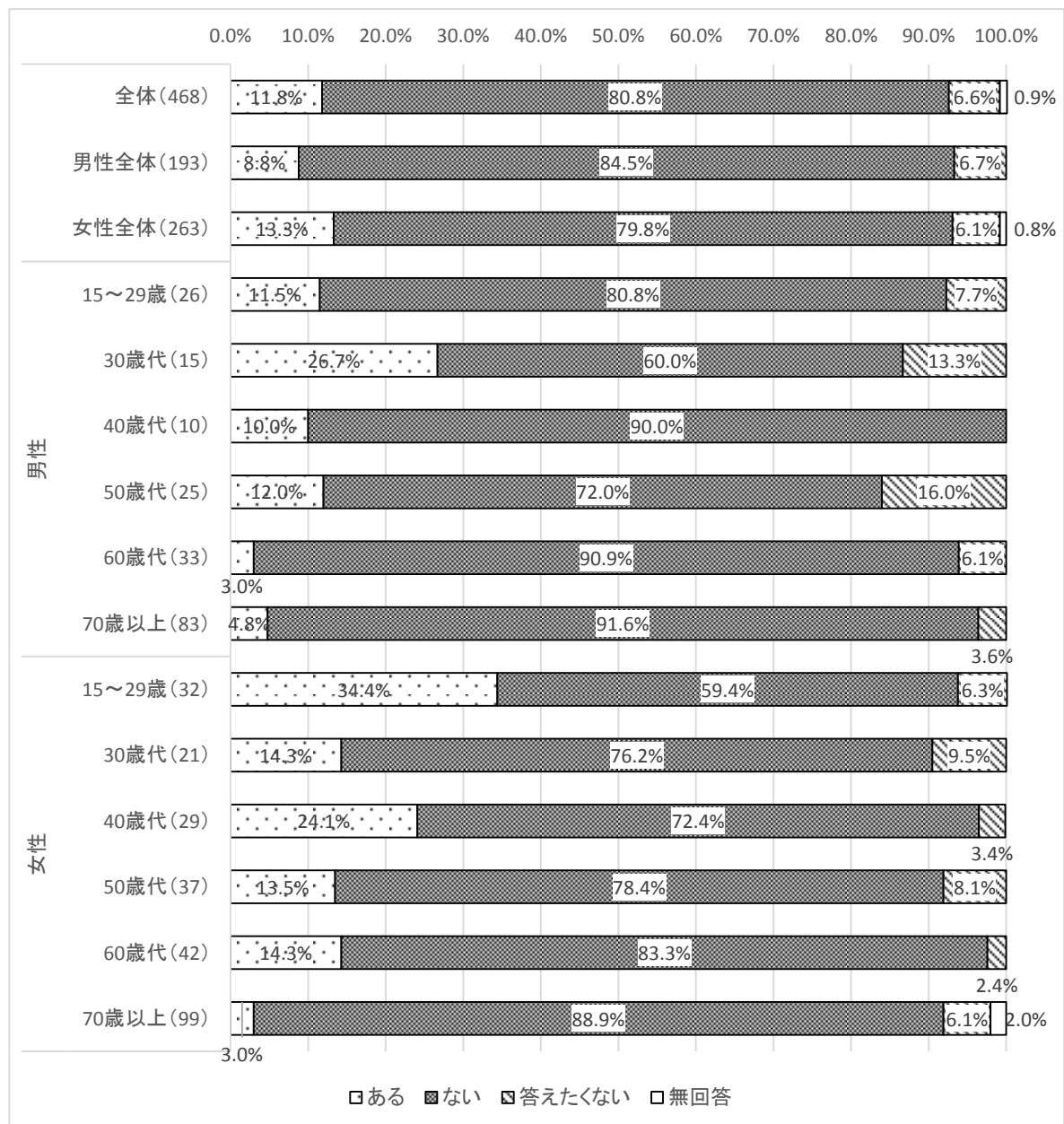


7. 自殺を考えた経験

「第2次わらび健康アップ計画策定に関するアンケート調査報告書」の結果より、これまで自殺を考えたことが「ない」が80.8%と最も多く、次いで「ある」が11.8%、「答えたくない」が6.6%となっています。

男女別・年齢別にみると、男性の30歳代、女性の15～29歳、40歳代で「ある」が2割を超えています。

【アンケート調査：自殺を考えたことがあるか】

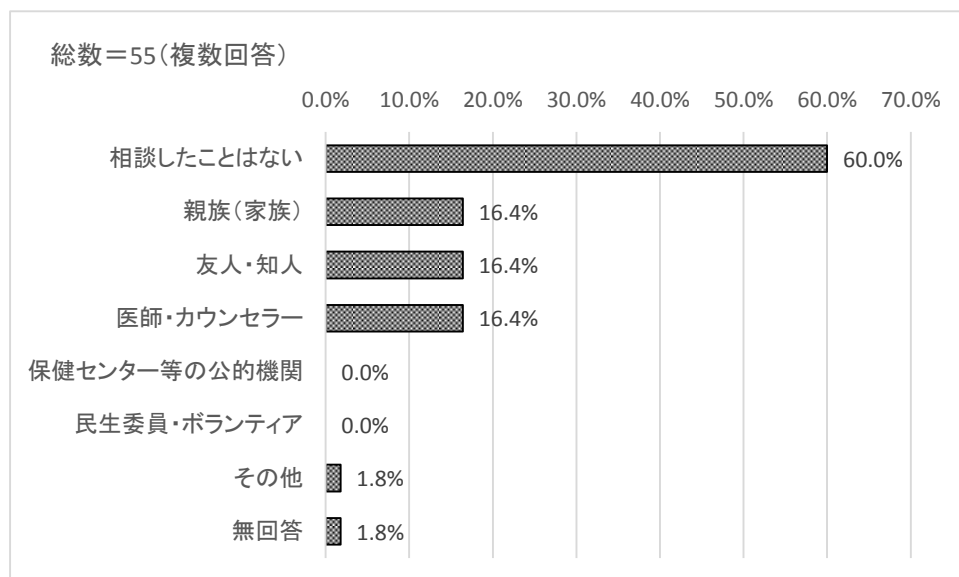


資料：第2次わらび健康アップ計画策定に関するアンケート調査報告書

8. 自殺を考えた時に相談した相手

「第2次わらび健康アップ計画策定に関するアンケート調査報告書」の結果より、自殺を考えた時に相談した相手は、「相談したことはない」が60.0%と最も多く、次いで「親族（家族）」、「友人・知人」、「医師・カウンセラー」が16.4%となっています。

【アンケート調査：自殺を考えた時に相談した相手】



資料：第2次わらび健康アップ計画策定に関するアンケート調査報告書

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

.....

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す

自殺は、その多くが追い込まれた末の死です。精神保健上の問題だけでなく、様々な社会的要因によっても引き起こされる、誰にでも起こり得る問題です。

自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」で総合的に推進していく必要があります。

蕨市においても、自殺対策を生きることの総合的な支援として推進していくこととし、国の自殺総合対策大綱、埼玉県自殺対策計画と同様に、このように基本理念を設定します。

2. 基本方針

自殺総合対策大綱及び埼玉県自殺対策計画の基本方針等を踏まえて、本市における自殺対策の基本方針を以下のように設定します。

- (1) 生きることの包括的な支援として推進
- (2) 関連施策との有機的な連携の強化による総合的な対策の展開
- (3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- (4) 実践と啓発を両輪として推進
- (5) 関係者の役割の明確化と連携・協働の推進

(1) 生きることの包括的な支援として推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに、自殺リスクが高まるとされています。

そのため自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組に通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。

自殺防止や遺族支援といった狭義の取組のみならず、地域において「生きる支援」に関連するあらゆる総力を結集し、まさに「生きることの包括的な支援」として推進することが重要です。

(2) 関連施策との有機的な連携の強化による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が安心して生きられるようにするためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。

また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、関係者や組織等が密接に連携する必要があります。

現在、自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様に、様々な関係者や組織等が連携して取組を展開しています。さらに連携の効果を高めるため、そうした様々な分野の生きる支援にあたる関係者が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

とりわけ、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすることが重要です。

（３）対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれのレベルにおいて強力に、かつ、それらを総合的に推進することが重要です。

また、時系列的な対応の段階としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等「事前対応」と現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機介入」、それに自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」という、３つの段階が挙げられ、それぞれの段階において、施策を講じる必要があるとされています。

「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「ＳＯＳの出し方に関する教育」を推進することも重要とされています。

（４）実践と啓発を両輪として推進

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は未だ十分に理解されていないのが実情です。そのため、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づくとともに、そうしたサインに気づいたら、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

（５）関係者の役割の明確化と連携・協働の推進

自殺対策を通じて、本市だけではなく、国や県、他の市町村、関係団体、民間団体、企業、そして市民一人ひとりと連携・協働し、市を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確にするとともに、その情報を共有した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要となります。

本市で暮らす市民一人ひとりが理解し、それぞれができる取組を進めていく必要があります。

3. 施策の体系

本市の自殺対策は、大きく2つの施策群で構成されています。

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての市町村が共通して取り組むべきとされている「基本施策」と本市の自殺の実態を踏まえてまとめた「重点施策」です。

「基本施策」は、「地域におけるネットワークの強化」や「自殺対策を支える人材の育成」など、地域で自殺対策を推進する上で欠かすことのできない基本的な取組です。そのため「事前対応」「危機対応」「事後対応」「事前対応の更に前段階での取組」のすべての段階に及び、分野的にも「実践」と「啓発」の両方を網羅した、幅広い内容となっています。

一方、「重点施策」は、本市における自殺のハイリスク層である高齢者と、自殺のリスク要因となっている生活問題、さらに子ども・若者向けの対策に焦点を絞った取組それぞれの対象に関わる様々な施策を結集させることで、一体的かつ包括的な施策群となっています。

このように施策の体系を定めることで、市の自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進していきます。

施策の体系

【1 基本施策】

1 地域におけるネットワークの強化

- (1) 地域におけるネットワークの強化

2 自殺対策を支える人材育成

- (1) 自殺対策を支える人材育成

3 市民への啓発と周知

- (1) リーフレットの配布
- (2) イベント等でのキャンペーン
- (3) メディアの活用

4 生きることの促進要因への支援

- (1) 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援
- (2) 自殺リスクの高い人への支援
- (3) 遺された人への支援
- (4) 支援者へのサポート

【2 重点施策】

1 高齢者の自殺防止対策の推進

- (1) 高齢者向けの支援に関する啓発の推進
- (2) 高齢者支援に携わる人材の育成
- (3) 高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりの推進
- (4) 高齢者を支える家族等への支援の提供

2 生活困窮者・無職者・失業者への支援

- (1) 生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」
- (2) 支援につながっていない人を、早期に支援へとつなぐための取組を推進する
- (3) 多分野の関係機関が連携・協働する仕組みを整備する
- (4) 無職者・失業者に対する相談窓口などの充実

3 子ども・若者向け自殺防止対策の推進

- (1) 子ども・若者向けの相談支援をさらに推進する
- (2) 若者の社会的自立・職業的自立に向けた支援体制を強化する
- (3) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育を推進する
- (4) 児童生徒の健全育成に資する各種取組を推進する
- (5) 児童生徒の養育に関わる保護者等への支援体制を強化する
- (6) 関係機関などと連携した子ども・若者への支援の充実

第4章 施策の展開

1. 4つの基本施策

【基本施策1】地域におけるネットワークの強化

自殺対策を推進する上で、最も基本となる取組が地域におけるネットワークの強化です。これには、自殺対策に特化したネットワークの強化だけではなく、他の事業を通じて地域に展開されているネットワーク等と自殺対策との連携の強化にも取り組んでいきます。

庁内の関係部署だけでなく、関係団体、民間団体、市民等が連携・協働して、自殺対策を総合的に推進することが必要です。

そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確にした上で、相互の仕組みを構築し、地域におけるネットワークの強化に取り組めます。

事業・取組名	取組内容	担当課
健康づくり推進会議	自殺対策に関する情報収集・分析・提供、庁内外関係機関との連絡調整、民間団体への支援等を行うことにより、自殺防止に関する支援体制の充実を図る。	保健センター
健康づくり庁内検討会議	自殺対策に関する情報収集・分析・提供、庁内の関係機関との連絡調整を行うことにより、自殺防止に関する支援体制の充実を図る。	保健センター

【基本施策２】自殺対策を支える人材育成

地域のネットワークは、それを支える優れた人材がいてこそ機能します。

そのため、自殺対策を支える人材の育成は、対策を推進する上で重要な取組です。

自殺を未然に防ぐためには、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要です。市の職員や地域住民等、誰もが早期の「気づき」に対応できるよう、ゲートキーパー研修等の必要な研修を行い、自殺対策を支える人材を育成していきます。

事業・取組名	取組内容	担当課
ゲートキーパー養成講座	ゲートキーパーとしての役割が期待される様々な職業に従事する人に対して、メンタルヘルスや自殺予防に関する知識の普及に資する情報提供や、関係団体に必要な支援を行うこと等を通じ、ゲートキーパーの養成を行い、必要な基本的知識の普及を図る。 【職員対象】 保健・医療・福祉等様々な分野における窓口や相談徴収業務等の際に早期発見の役割を担う人材育成及び全庁的な連携を図るため、市職員を対象にゲートキーパー養成講座を行う。 【ボランティア対象】 生涯学習ボランティア・学生ボランティアなどを対象にゲートキーパー養成講座を行う。 【地区組織対象】 食生活改善推進委員会・母子愛育会・高齢者クラブなどの地区組織を対象にゲートキーパー養成講座を行う。	保健センター
ボランティアの育成	苦しみや悩みを抱える人の話を真摯に聴くことで、相手の心のケアをする傾聴ボランティアを育成する。	福祉総務課

【基本施策３】市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行います。

（１）リーフレットの配布

各機関等で自殺対策に関するリーフレットを配布し、市民への啓発と周知を行います。

① 相談先情報を掲載したリーフレットの配布

事業・取組名	取組内容	担当課
男女共同参画推進事業でのリーフレットの配布	男女共同参画に関する啓発のための事業において、自殺対策（生きることの包括的な支援）に関連する情報や相談先の情報などを掲載したリーフレットを配布する。	市民活動推進室
老人福祉センター（けやき荘）でのリーフレットの設置	老人福祉センターに、各種相談先やシルバー活動案内のリーフレットを置く。	介護保険室
敬老祝賀事業実施時にリーフレットの設置	高齢者へ敬老の意を表すとともに、長寿を祝い、生きがいのある生活づくりを促進するため開催している「お年寄りを敬う会」で、受付等に、各種相談先やシルバー活動案内のリーフレットを置く。	介護保険室
相談窓口案内リーフレットの配布	救急車等を必要以上に頻回要請する等、心のケアが必要と思われる市民を対象に相談窓口案内リーフレットを配布する。	消防本部
健康診査や休日・平日夜間急患診療所、健康まつり実施時にリーフレットの配布	健康診査等でメンタルヘルスの不調や生活苦など心配があれば相談場所を案内する。また、健康診査の案内送付時または、休日・平日夜間急患診療所の待合室、健康まつり開催時にこころの健康や自殺予防の資料の掲示やリーフレット等を配布する。	保健センター

② 学校と連携した情報の発信

事業・取組名	取組内容	担当課
PTA への支援・育成	PTA に対する研修会時、相談先の情報等をあわせて提供する。	生涯学習スポーツ課
就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関する事務	就学に際して、経済的理由により就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品等を補助する。費用等の補助申請時、必要に応じて相談先一覧等のリーフレットを配布する。	学校教育課
奨学金に関する事務	学生や保護者との面談において、家庭の状況やその他の問題等の聞き取りを行う際に、必要に応じて相談先一覧等のリーフレットを配布する。	教育総務課
教職員人事・研修関係事務	教職員の研修及び研究・生活リズムや体力の向上に向けた取組を実施時、相談先一覧等のリーフレットを配布する。	学校教育課
スクールソーシャルワーカー活用事業	社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーが、様々な課題を抱えた児童生徒に対し、必要に応じて相談先一覧等のリーフレットを配布する。	学校教育課
いじめ防止対策事業	各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、個別支援等を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防のため、相談先一覧等のリーフレットを配布する。	学校教育課
教育相談（いじめ含む）	教育相談員（心理）が子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を実施時または教育相談に訪れた保護者に相談先一覧等のリーフレットを配布する。	学校教育課

③ 障害者向け資料での啓発

事業名	取組内容	担当課
障害者の福祉ガイド作成事業	障害者とその家族に対して、各種福祉制度の概要や手続き方法などを紹介するガイドブックを作成・配布し、能力や適性、ライフステージに合わせて適切なサービスを利用できるよう情報を提供する。	福祉総務課 保健センター

④ 自殺予防週間・自殺対策強化月間キャンペーン

事業名	取組内容	担当課
自殺予防週間・自殺対策強化月間キャンペーンの実施	9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間に広報や各種事業等を通じて、普及啓発を行う。	保健センター

(2) イベント等でのキャンペーン

様々なイベントを活用して自殺対策の普及・啓発に努めます。

① イベント等での自殺防止キャンペーンの実施

事業・取組名	取組内容	担当課
市職員における 出前講座の実施	高齢者や障害者に対し、支援サービス及びその手続き方法を周知することで、介護負担の軽減につなげるとともに、自殺防止対策の講習会を行う。	介護保険室 福祉総務課 保健センター
総合社会福祉センターまつり	総合社会福祉センターで行うイベント内で、生きることの包括的支援（自殺防止対策）のパネル展示やブースを出展する。	社会福祉協議会
母子保健事業 （プレママ講座・パパママ講座）	妊娠期に妊婦やその配偶者を対象に、出産や育児に向けての健康教育（産後のメンタルヘルス等）を行う。	保健センター
精神保健事業 （普及啓発事業）	住民を対象に、自殺防止対策の講演会を行う。	保健センター
男女共同参画推進事業	男女共同参画に関する啓発のための事業の中でDVと自殺リスクとの関連性などの情報提供を行う。	市民活動推進室
市民活動推進事業	協働事業提案制度を活用して、市民活動団体と関係部署による自殺防止のための協働事業を推進するため、市民活動団体への情報の提供を行う。	市民活動推進室

② 図書館を利用した啓発活動

事業・取組名	取組内容	担当課
図書館における啓発	住民の生涯学習の場としての読書環境の充実を図り、自殺対策や自殺予防関連資料の収集及び提供を行う。	図書館

③ 学校関係への情報発信

事業・取組名	取組内容	担当課
広報活動事業（ホームページによる情報発信含む）	学校で行われている特色ある教育活動、地域全体で共通に取り組んでいる教育活動に関して、自殺防止対策の情報を提供する。	学校教育課
学校図書館活用事業	学校の図書室スペースを利用し、自殺予防週間や自殺対策強化月間時に、「いのち」や「心の健康」をテーマにした展示や関連図書の特集を行う。	学校教育課
PTA活動の支援・育成事業	保護者の間で、子どもの自殺の危機に対する気づきの力を高めるため、PTA に対する研修会等で自殺防止対策の講演を行う。	生涯学習スポーツ課

(3) メディアの活用

広報蕨、市のホームページ、市のツイッター等を活用して自殺対策に関する情報提供を積極的に行っていきます。

① 広報紙の活用

事業・取組名	取組内容	担当課
広報蕨の活用	広報蕨において、自殺対策に関する各種イベントや、自殺予防週間や自殺対策強化月間の情報を掲載し、市民への周知を図る。	保健センター 秘書広報課
男女共同参画啓発紙の発行	男女共同参画啓発紙の中で、自殺対策（生きることの包括的支援）に関連した情報を掲載する等、住民への情報周知や啓発を図る。	市民活動推進室

② SNS等を通じた情報発信

事業・取組名	取組内容	担当課
ホームページやツイッターで自殺予防週間や月間の周知	ホームページやツイッター上で、自殺対策に関する各種イベントや、自殺予防週間や自殺対策強化月間の情報を掲載する。	保健センター 秘書広報課

【基本施策 4】 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やす取組を行うことです。様々な支援を総合的に行っていくことで「生きることの促進要因」を増やしていきます。

（１） 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援

自殺リスクを抱える可能性のある人について、各ライフステージや置かれている状況に応じて適切な支援を実施していきます。

① 【子育て世代】 子育て世帯に対する支援の提供

事業・取組名	取組内容	担当課
子育てひろば事業	乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談の場を設置する。	福祉・児童センター 児童館 公民館
ひとり親家庭への支援	子育てと生計の維持を一人で担い、様々な困難を抱える人が多いひとり親家庭を支援するため、子どもや家庭、生活等に関する相談に応じる。	児童福祉課
【母子保健事業】母子健康手帳交付、妊婦健康診査、乳幼児健康診査、育児や食事の相談、幼児健診事後教室 新生児・産婦訪問指導、乳児家庭全戸訪問事業、その他訪問事業 エンジョイママクラブ	母子保健事業の中で、子育て困難感や育児不安、育児ストレスなどを抱えている、特に支援が必要な家庭への訪問または集団での健康教育で、継続的な支援を行う。	保健センター
地域子育て支援センター 家庭児童相談室	子育て親子に交流の場を提供するとともに、子育てに関する相談や情報提供、講習会等を行う。	児童福祉課

② 【障害者】障害児・者に対する支援

事業・取組名	取組内容	担当課
【精神保健事業】 精神障害者の早期発見・早期治療・社会復帰促進 困難事例対応（精神障害者と家族への個別支援） 高次脳機能障害者支援 発達障害児支援	精神障害者の早期発見・早期治療・社会復帰促進のため、専門医・保健師による相談や、ソーシャルクラブによる集団的アプローチを行う。 困難事例対応として精神障害者（疑い含む）及びその家族への個別支援を行う。 高次脳機能障害者支援において、必要な支援の提供を行う。 発達障害児支援において、必要な支援の提供を行う。	保健センター
【障害者(児)へのサービス】 日中一時支援事業 福祉連絡システム設置事業 介護給付費、訓練等給付事業 配食サービス事業 障害者手当支給事業	蔽市が委託した施設において日中活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練等の必要な支援を行う。 福祉連絡システムの設置を通じて、独居の重度身体障害者等の連絡手段を確保し、状態把握に努めるとともに、必要時には他の機関と連携し支援する。 介護給付費、訓練等給付は、介護の負担を軽減し、心理的なサポートも併せて行う。 障害福祉サービスとして、身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている人のみで構成される世帯に対し、食事を配達するとともに、その安否を確認することにより、障害者の健康で自立した生活の支援及び孤独感の解消を図る。 在宅の重度障害者(児)や重度の障害により常時特別の介護を要する障害者に対し、経済的、精神的負担の軽減を図るため、各手当を支給する。	福祉総務課
障害者就労支援センター事業	障害者就労支援センター事業として、障害者の一般就労の機会の拡大や就労等の相談を行う。	福祉総務課
身体障害者福祉センター事業	障害者に対して、講座の実施、スポーツ・レクリエーション、機能回復訓練や障害者相互の交流の場を提供する。	福祉総務課

事業・取組名	取組内容	担当課
障害者虐待への対応	障害者虐待に関する通報・相談窓口を設置し、虐待への対応を糸口に、当人や家族等、養護者を支援していくことで、背後にある様々な問題をも察知し、適切な支援を行う。	福祉総務課 保健センター
障害児支援に関する各事業	児童発達支援・医療型児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援事業の実施や障害児相談支援の提供、障害児福祉手当の支給を行う。	福祉総務課

③ 【その他】様々な問題を抱える方への相談、支援の充実

事業・取組名	取組内容	担当課
様々な市民相談事業	市民対象の専門家や市職員による相談を実施する。 DVに関する相談を実施する。	市民活動推進室
健康相談 こころの健康相談	健康に関する来所及び電話による相談を実施する。	保健センター

(2) 自殺リスクの高い人への支援

自殺未遂者を含めた自殺リスクの高い方に対しては、適切な支援とケアが必要です。最悪の事態に陥らないように警察や医療機関と連携して取組を進めていきます。

事業・取組名	取組内容	担当課
医療機関との連携	自殺リスクの高い自殺未遂者やうつ病等精神疾患患者等に適切な医療、ケアが提供できるよう、医療機関と保健・福祉部門と連携し、医療体制の充実を図る。	保健センター
地域活動支援センター事業	障害者を対象に、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進の場を提供する。	福祉総務課

(3) 遺された人への支援

自殺対策においては、自殺が起きた後の対応も重要となります。遺された人に対して適切な支援を行っていきます。

事業・取組名	取組内容	担当課
こころの相談事業	こころの健康に関して、医師による専門的な助言を受け、こころの健康の保持増進を図る。	保健センター

(4) 支援者へのサポート

市職員や教職員、介護者、保護者など生きるための支援に関係し得る支援者に対し、適切な支援先につなげるための情報を提供するとともに、心の健康を維持するための仕組みづくりや孤立化を防ぐための取組を推進します。

事業・取組名	取組内容	担当課
介護者や家族等支援者への相談機会の提供	高齢者やその家族、近隣に暮らす人の介護に関する悩み、健康、福祉、医療や生活などに関して、連携を取りながら、相談・支援を行う。	介護保険室（地域包括支援センター） 保健センター（雑草クラブ等の家族会）
市職員への支援	保健・医療・福祉等様々な分野における窓口や相談、徴収業務等の際に早期発見の役割を担う人材育成及び全庁的な連携体制の構築のため、市職員を対象にメンタルヘルスケアの充実を図る。	人事課 保健センター
中学校部活動推進事業	中学校の部活動について、学校と地域の人々が継続的に連携できる体制を構築し、各中学校の部活動の改善と充実を図る。また地域住民と連携・協力し、部活動を実施できる体制を整備することで、教員に対する支援を強化する。	学校教育課 （各中学校）
教職員ストレスチェック事業	労働安全衛生法に基づくストレスチェックに準じた教職員等のストレスチェックを実施し、メンタルヘルス不調の未然防止を図る。	学校教育課
多忙化解消事業	学校や教職員の業務の見直しを推進し、教職員の多忙化解消を図る。	学校教育課

2. 3つの重点施策

【重点施策1】高齢者の自殺防止対策の推進

高齢者は、配偶者をはじめとした家族との死別や離別、身体疾患等をきっかけに、孤立や介護、生活困窮等の複数の問題を抱えるケースが多くなっています。

また、地域とのつながりが希薄である場合には、問題の把握が遅れてしまい、その間に自殺のリスクが高まる恐れもあります。さらに団塊の世代の高齢化が今後も進行する中で、介護にまつわる悩みや問題を抱える高齢者とその家族やひきこもり生活の長期化に伴い、公的な支援につながらないまま親と子どもが高齢化してしまうなど、高齢者本人だけでなく、家族関係に絡んだ複合的な問題も増えつつあります。

このことを踏まえて、高齢者の自殺を防ぐためには、高齢者本人を対象にした取組のみならず高齢者を支える家族や介護者等の支援者に対する支援も含めて、自殺対策の啓発と実践をともに強化していく必要があります。

高齢者の孤立・孤独を防ぐための居場所づくり、社会参加の強化を図っていくとともに、地域による見守りを強化していきます。

(1) 高齢者向けの支援に関する啓発の推進

高齢者に対して、高齢者向けの相談・支援機関に関する情報を周知するため、高齢者支援に携わる関係機関や各種高齢者向けイベント等を通じてリーフレット等を配布します。

(2) 高齢者支援に携わる人材の育成

地域での身近な支援者が悩みを抱える高齢者の状況にいち早く気づき、関係機関につなぐことができるよう、ゲートキーパーの養成を推進します。

(3) 高齢者が生きがいと役割を実感できる地域づくりの推進

高齢者が生きがいをもっていきいきと暮らせるよう、地域における居場所づくりや生きがいつくりを推進します。

(4) 高齢者を支える家族等への支援の提供

高齢者を支える家族が悩みを気軽に相談できるよう、相談窓口のさらなる周知を図るとともに、介護者同士の交流会などを開催します。

【高齢者】 高齢者やその家族に対する相談支援

事業・取組名	取組内容	担当課
総合相談	地域包括支援センターによる、高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関する総合相談の実施。	介護保険室
高齢者見守りネットワーク事業	高齢者調査票(75歳以上の高齢者対象)を作成し、民間企業と見守りネットワーク活動に関する協定を締結することで、高齢者の見守りを行うとともに、異変を認めた際には適切な支援を行う。	介護保険室
シルバー人材センター事業	高齢者の生きがいづくりや就労・社会参加の促進を図る。	介護保険室 (シルバー人材センター)
認知症カフェ	認知症の方やその家族、地域住民など誰でも気軽に参加でき、また専門職による物忘れなどの相談もできる認知症カフェを開催する介護施設を支援する。	介護保険室

【重点施策2】生活困窮者・無職者・失業者への支援

生活困窮は「生きることの阻害要因」のひとつであり、自殺のリスクを高める要因になりかねません。自殺は倒産・失業・多重債務等の経済・生活問題、病気の悩み等の健康問題、人間関係の問題のほか、地域・職場のあり方の変化など様々な要因とその人の性格傾向、家族の状況、死生観などが複雑に関係していることを踏まえて、経済問題以外にも傷病、障害や人間関係等様々な問題を抱えている場合があります、自殺リスクが高いとされています。

包括的な生きる支援を実施していくことで、そうした方々の自殺リスクを軽減していきます。

（１）生活困窮に陥った人への「生きることの包括的な支援」

生活困窮者自立支援制度ならびに生活保護制度に基づく各種の取組と、自殺対策との連携を強化することにより、生活苦等から自殺のリスクが高い市民に対し「生きることの包括的な支援」を実施していきます。

（２）支援につながっていない人を、早期に支援へとつなぐための取組を推進する

生活困窮に陥った方の中には、受けられる支援に適切に結びついておらず、自殺のリスクを抱えてしまう方も少なくないと考えられます。そのような事態が発生しないように、制度の周知を図るとともに、支援につながっていない人を早期に発見し支援できるよう体制を整備します。

（３）多分野の関係機関が連携・協働する仕組みを整備する

様々な分野の関係機関が連携し、「生きることの包括的な支援」を推進していくために、関係機関が情報共有できるような仕組みを整備します。

（４）無職者・失業者に対する相談窓口などの充実

無職者や失業者に対して、相談窓口の周知及び充実を図り、就労支援を積極的に行っていきます。

【生活困窮者】生活困窮者に対する相談支援

事業・取組名	取組内容	担当課
生活保護施行に関する事務	訪問調査・就労支援・医療ケア相談・高齢者支援・資産調査を実施する。	生活支援課
生活保護各種扶助	生活・住宅・教育・介護・医療・出産・生業・葬祭扶助等の扶助受給の機会を通じて、本人や家族の問題状況を把握し、必要に応じて適切な支援を行う。	
【生活困窮者自立支援事業】 自立相談支援事業	生活困窮者からの相談に応じ、必要なサービス等を紹介及び支援プランを作成し、支援を行う。また、就労支援が必要な方には就労に向けた支援を行う。	生活支援課
住居確保給付金	離職等により住居を失ったまたは失うおそれが高い生活困窮者に対し、有期で家賃相当額を支給し、同時に就労支援を行う。	
子どもの学習支援事業等	中学生・高校生とその親を対象として、学力の向上や進学、高校中退の防止等を目的に、学習教室の開催や家庭訪問を実施し、貧困の連鎖の防止に向けた取組を行う。	

【重点施策3】子ども・若者向け自殺防止対策の推進

自殺の背景にあるとされる様々な問題（経済・生活問題や勤務問題、家族関係の不和、心身面での不調など）は人生の中で誰もが直面し得る危機であり、そうした問題への対処方法や支援先に関する正確な情報を早い時期から身に付けてもらうことは、将来の自殺リスクの低減につながり得ると考えます。

このように、子ども・若者に対する自殺防止対策は、その子の現在における自殺予防につながるだけでなく、将来の自殺リスクを低減させることとなり、きわめて重要な取組です。

いじめや周囲との人間関係、デートDV、進路、家庭内での悩みなど子ども・若者が抱え得る悩みに対応していくために、教育機関のみならず、関係機関が連携・協働し、支援を行っていきます。

（１） 子ども・若者向けの相談支援をさらに推進する

子ども・若者が様々な困難やストレスに直面した際に、一人で抱え込むことなく、地域の大人や学校関係者等へ気軽に相談できるよう、相談体制を強化するとともに、相談先情報の周知を図ります。

（２） 若者の社会的自立・職業的自立に向けた支援体制を強化する

若者が社会的自立及び職業的自立できるよう、若者に対する就労支援相談などの各種支援体制の強化を図ります。

（３） 児童生徒のＳＯＳの出し方に関する教育を推進する

「困難やストレスに直面した児童生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標として、「ＳＯＳの出し方に関する教育」を実施していきます。

（４） 児童生徒の健全育成に資する各種取組を推進する

様々な悩みや問題を抱える児童生徒が、必要な支援を受けられるよう、学習の機会を活用した支援や、安心して過ごせる居場所づくりを推進します。また、児童生徒と日常的に関わる関係者に対する研修等の実施を通じて、地域の関係者が連携して児童生徒の健全な育成を図れる体制づくりを推進します。

(5) 児童生徒の養育に関わる保護者等への支援体制を強化する

児童生徒の養育に関わる保護者等に対し、相談体制や各種支援の充実を図ります。

(6) 関係機関などと連携した子ども・若者への支援の充実

教育機関や地域の関係機関等が連携して子ども・若者に対する支援を行えるよう、体制の整備に努め、子ども・若者への支援の充実を図ります。

【児童生徒】 悩みのある児童生徒や保護者に対する相談支援

事業・取組名	取組内容	担当課
就学に関する事務	特別な支援を要する児童・生徒に対し、関係機関と協力して一人ひとりの障害及び発達の状態に応じたきめ細かな相談を行う。また、児童・生徒の保護者対象の相談を行う。	学校教育課
スクールソーシャルワーカー活用事業	社会福祉等の専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーを活用し、様々な課題を抱えた児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る。	学校教育課
社会体験事業「中学生ワーキングウィーク」	中学校で行われている職場体験学習を支援することで、望ましい勤労観、職業観を育てる。	学校教育課
アクティブ・ラーニング推進事業	児童生徒が主体的・対話的で深い学びができるよう、指導主事等による授業参観と指導、助言及び各種研修を行う。	学校教育課
いじめ防止対策事業	各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、個別支援等を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発防止を図る。 教育相談員が子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を受け付ける場を設ける。	学校教育課
SOSの出し方に関する教育	性的マイノリティ（LGBT等）等への理解と人権尊重のための対応、困難やストレスに直面した児童生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられるようSOSの出し方に関する教育を行う。	保健センター 学校教育課

事業・取組名	取組内容	担当課
留守家庭児童指導室事業	就業等により昼間保護者のいない家庭の小学校児童を放課後及び長期休業中に預かる留守家庭児童指導室で保育時、悩みを抱えた子どもや保護者を把握し支援する。	児童福祉課

【若年層】若年層に対する相談支援

事業・取組名	取組内容	担当課
青少年相談員事業	埼玉県が委嘱する青少年相談員による蕨市青少年相談員協議会が実施する活動（ジュニアリーダーズスクール等）において、青少年たちの集える場や機会の創設・運営の中で、自殺のリスクを抱えかねない青少年を早期に発見し支援する。	生涯学習スポーツ課
青少年問題協議会	地域の若年層の自殺実態を把握する上で、青少年問題協議会において、青少年層の抱える問題や自殺の危機等に関する情報を共有する。	生涯学習スポーツ課
ひきこもり相談	ひきこもり状態にある方やその家族等を対象に、電話や来所、訪問による相談支援を行う。また、保健所で実施している「ひきこもり・不登校専門相談」事業を活用し支援する。	保健センター

第5章 計画の推進

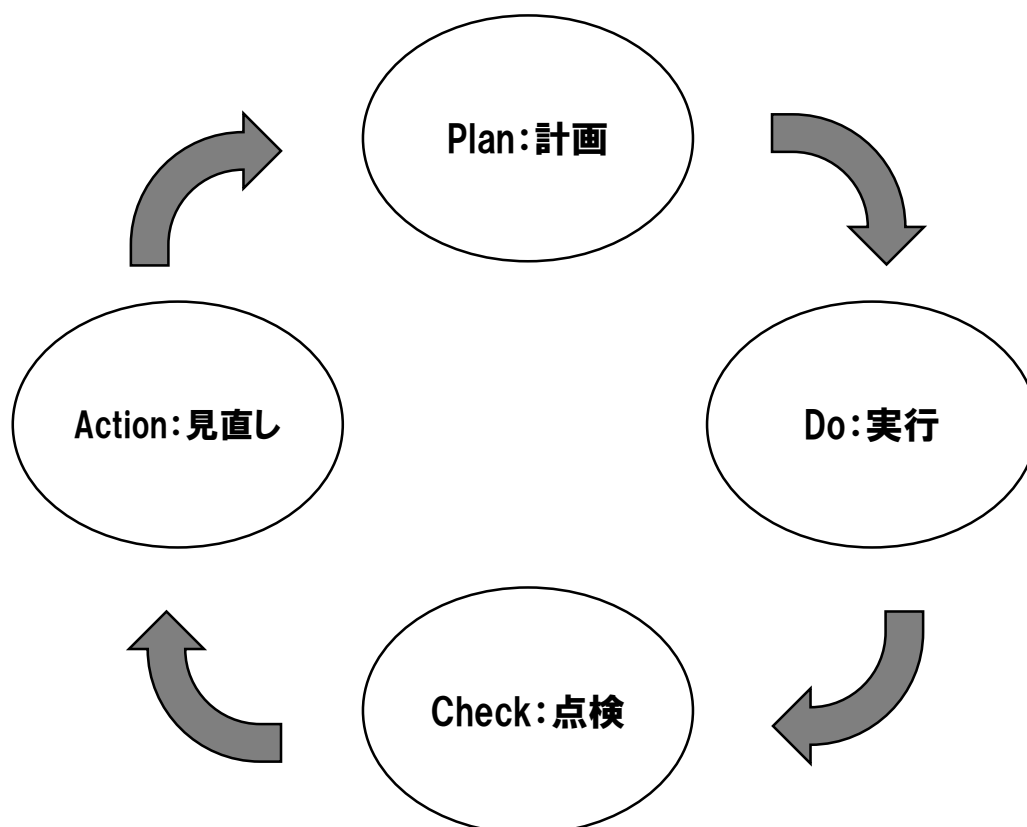
1. 推進体制

基本理念である「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」ため、関係機関及び民間団体等との連携を図り、自殺対策を総合的に推進します。

2. 計画の進捗管理

本計画の着実な推進を図るため、PDCAサイクル（Plan：計画、Do：実行、Check：点検、Action：見直し）に基づき、計画の進捗管理を行います。

また、計画の最終年度には、社会情勢の変化や国の動きを踏まえて、総合的な検討・評価を行い、計画の見直しを行っていきます。



3. 計画の目標

自殺の発生状況は経済情勢や雇用環境などの影響も大きく受けることから、本計画では自殺死亡率のみではなく、自殺の背景にある問題の解決状況について、計画の推進による直接的な「成果目標」として掲げます。

項目	基準値 (2017 年度)	目標値
自殺率	2017 年 市全体の平均 12.18 (10 万対)	国より高い年齢階級別自殺率 をすべて全国値より低くする
リーフレット等の作成・配布	未実施	相談窓口カード・自殺予防週 間等の啓発リーフレット
自殺予防キャンペーンの実施	未実施	実施 (2022 年)
ゲートキーパー養成講座の受講者数の 増加	2017 年度までの累 計 304 人	600 人 (2022 年度までの累 計)
SOSの出し方に関する教育の実施	未実施	実施 (2022 年)
睡眠で休養が十分にとれていない人の 減少	21.4%	15% (2022 年)
ストレスを感じている人の割合の減少	66.5%	60% (2022 年)
こころの健康問題について、相談でき る人がいる割合の増加	81.2%	増加 (2022 年)

1. 蕨市健康づくり推進会議設置要綱

平成25年5月21日要綱第36号

蕨市健康づくり推進会議設置要綱

(設置)

第1条 蕨市における健康づくりを総合的かつ効果的に推進するため、蕨市健康づくり推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定により定める蕨市の健康増進計画及び食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項の規定により定める蕨市の食育推進計画（以下これらを「計画等」という。）に関すること。
- (2) 計画等の進行管理及び評価に関すること。
- (3) その他蕨市の健康づくりに係る施策に関し市長が特に必要と認めること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員15人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 福祉関係者
- (4) 非営利の市民団体関係者
- (5) 公募による市民
- (6) その他市長が特に必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 推進会議に会長を置き、委員の互選によって定める。

5 会長は、会務を総理する。

6 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 推進会議は、必要に応じ会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第5条 推進会議の庶務は、健康福祉部保健センターにおいて処理する。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

2. 蕨市健康づくり推進会議委員名簿

平成30年度 蕨市健康づくり推進会議委員一覧

No.	所 属 団 体 等	職 名 等	氏 名
1	帝京科学大学医療科学部看護学科	教 授	◎吉岡 幸子
2	蕨戸田市医師会	会 長	○金子 健二
3	埼玉県南部保健所	所 長	加瀬 勝一
4	蕨戸田歯科医師会	歯科医師	羽根田 高洋
5	蕨市地域薬剤師会	薬 剤 師	庄 喬
6	蕨市食生活改善推進員会	副 会 長	小 宮 文
7	蕨市スポーツ推進委員協議会	会 長	岡村 増美
8	蕨市民生委員・児童委員協議会連合会		澁谷 佐知子
9	蕨市第一地域包括支援センター	保 健 師	寺内 幸恵
10	国民健康保険運営協議会	会 長	植田 富美子
11	スポーツクラブ ルネサンス蕨	支 配 人	伊藤 祐介
12	公募市民		野崎 淳子
13	公募市民		藤川 昌弘
14	公募市民		加山 千恵子

◎会長 ○副会長

任期 2017年7月1日～2019年6月30日

3. 蕨市健康づくり推進庁内検討会議設置要綱

平成25年5月21日要綱第37号

改正

平成26年3月26日要綱第34号

平成26年5月20日要綱第44号

蕨市健康づくり推進庁内検討会議設置要綱

(設置)

第1条 蕨市における健康づくりに関する施策の推進について総合的に検討するため、蕨市健康づくり推進庁内検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 検討会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定により定める蕨市の健康増進計画及び食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項の規定により定める蕨市の食育推進計画（以下これらを「計画等」という。）の推進に関すること。
- (2) 計画等の進行管理及び評価に関すること。
- (3) その他蕨市の健康づくりに係る施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は健康福祉部長をもって充て、副会長は健康福祉部保健センター所長をもって充て、委員は別表に掲げる者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 検討会議が必要と認めるときは、検討会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第6条 計画等の推進に関し調査研究するため、検討会議に部会を置くことができる。

（庶務）

第7条 検討会議及び部会の庶務は、健康福祉部保健センターにおいて処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月26日要綱第34号）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月20日要綱第44号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

秘書広報課長
総務部政策企画室長
市民生活部商工生活室長
市民生活部市民活動推進室長
市民生活部医療保険課長
健康福祉部福祉総務課長
健康福祉部生活支援課長
健康福祉部児童福祉課長
健康福祉部介護保険室長
健康福祉部福祉・児童センター所長
都市整備部まちづくり推進室長
都市整備部建築課長
都市整備部道路公園課長
教育委員会教育部学校教育課学校保健係長
教育委員会教育部生涯学習スポーツ課長
教育委員会中央公民館長
教育委員会学校給食センター所長
市立病院事務局庶務課長

4. 蕨市健康づくり推進庁内検討会議委員名簿

平成30年度蕨市健康づくり推進庁内検討会議委員名簿

1	健康福祉部長	◎関 久 徳
2	参事兼秘書広報課長	田 谷 信 行
3	総務部政策企画室長	有 里 友 希
4	市民生活部次長兼商工生活室長事務取扱	小谷野 賢一
5	市民生活部市民活動推進室長	樋 口 裕 一
6	市民生活部医療保険課長	白 鳥 幸 男
7	健康福祉部福祉総務課長	安 治 直 尚
8	健康福祉部生活支援課長	宮 原 浩
9	健康福祉部児童福祉課長	福 田 望
10	健康福祉部介護保険室長	岡 田 陽 一
11	健康福祉部福祉・児童センター所長	伊 東 信 也
12	健康福祉部保健センター所長	○石 丸 岳 広
13	都市整備部まちづくり推進室長	丸 山 友 之
14	都市整備部次長兼建築課長	飛 澤 正 人
15	都市整備部道路公園課長	榎 戸 晃
16	教育委員会教育部学校教育課学校保健係長	坂 上 三 四 郎
17	教育委員会教育部生涯学習スポーツ課長	松 永 祐 希
18	教育委員会中央公民館長	加 納 克 彦
19	教育委員会学校給食センター所長	越 正 男
20	市立病院事務局庶務課長	小 川 淳 治

◎会長 ○副会長

5. 計画の策定経過

年月日	会議名	検討内容
平成30年(2018年) 6月28日(木)	第1回健康づくり推進庁内検討会議	1、計画の策定方針 2、計画策定の背景 3、策定スケジュールについて 4、その他
6月28日(木)	第1回健康づくり推進会議	
12月18日(火)	第2回健康づくり推進会議	1、計画素案について 2、策定スケジュールについて 3、その他
12月19日(水)	第2回健康づくり推進庁内検討会議	
平成31年(2019年) 1月22日(火) から 2月12日(火)	「蕨市自殺対策計画(案)」のパブリックコメントの実施 ※意見提出2名	
3月27日(水)	第3回健康づくり推進庁内検討会議	「蕨市自殺対策計画」について
3月28日(木)	第3回健康づくり推進会議	「蕨市自殺対策計画」について

蕨市自殺対策計画

平成 31 年（2019 年）3 月

発行 埼玉県蕨市

編集 蕨市保健センター

住所 〒335-0001 埼玉県蕨市北町 2 丁目 12 番 15 号

電話 048-431-5590

FAX 048-431-5598

ホームページ <https://www.city.warabi.saitama.jp/>
